

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 法律の有効期限を平成四十一年三月三十一日まで延長すること及び所要の経過措置を整備すること。

(附則第二項関係)

第二 国の負担割合の特例等の対象となる事業に、水資源開発施設（かんがいに係るものに限る。）の改築を追加すること。（別表関係）

第三 この法律の施行期日は、公布の日から施行するものとする。ただし、国の負担割合の特例等の対象となる事業の追加に関する規定は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。（改正法附

則関係）